

『輸入者の皆様へ』

ニセモノなのは知っていた

後悔するなんて思わなかった

近年、インターネットサイトの通信販売等を経由して、偽ブランド品などのニセモノが郵便や国際宅配便等で、外国から直接、国内の個人宛に送付（輸入）されている例が多く見られます。

「安いから」「勧められたから」「本物とほとんど変わらないから」

そんな軽い気持ちで、ニセモノを購入（輸入）することは、思いがけないリスクが伴います。

【リスク1】 使用・摂取することにより健康や安全を脅かすリスクがあります。

たとえば、医薬品・健康食品、デジタルカメラのバッテリーや抱っこひも等のニセモノが輸入されています。品質が保証されないこれらのニセモノを使用・摂取することは、思わぬ事故や健康被害など大きなリスクを伴います。

【リスク2】 犯罪組織へ資金が流入するおそれがあります。

WCO(世界税関機構)は『組織犯罪集団というものは、偽造品の拡散に大いに関与していることが知られており、模倣品・海賊版の販売収益の主たる受益者であることが多い。偽造品貿易は違法であるだけでなく、他の犯罪活動の資金源でもある。』と指摘しています。

【リスク3】 知的財産侵害物品は税関により輸入が差し止められます。

関税法第69条の11第1項第9号及び第10号に基づき、知的財産侵害物品は輸入が禁止されています。また、税関が知的財産侵害物品であると認定した貨物は、没収されることとなります(行政手続)。

【リスク4】 税関は、悪質な密輸事案を告発しています。

関税法第109条第2項に基づき、知的財産侵害物品の輸入の法定刑は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金(又はこれを併科)とされています(刑事手続)。

ニセモノを容認しない！ 購入しない！

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

ニセモノなのは
知っていた

後悔するなんて
思わなかった

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。
知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



税関
Japan Customs